

水道料金等徴収業務委託審査検討委員会 会議録

会議名	水道料金等徴収業務委託審査検討委員会委嘱状交付式 及び第1回水道料金等徴収業務委託審査検討委員会	
日 時	平成24年1月13日（金）13時30分～16時	
場 所	水道局第2・3会議室	
次 第	<p>第一部 水道料金等徴収業務委託審査検討委員会委嘱状交付式</p> <p>1 委嘱状交付</p> <p>2 局長あいさつ</p> <p>第二部 第1回水道料金等徴収業務委託審査検討委員会</p> <p>1 委員自己紹介</p> <p>2 水道料金等徴収業務について</p> <p>3 執行方法について</p> <p>4 スケジュールについて</p> <p>5 関係書類について</p>	
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・水道料金等徴収業務委託審査検討委員会傍聴要領 ・委員名簿 ・水道料金等徴収業務委託スケジュール案 ・資料1「平成24年度水道料金等徴収業務委託プロポーザル企画書（案）」 ・資料2「水道料金等徴収業務委託プロポーザルの実施について」 ・資料3「水道料金等徴収業務委託プロポーザル説明書」 ・資料4「小田原市水道料金等徴収業務委託仕様書」 ・資料5「評価点数表」 	
出席者	委員会	柏木委員長、飯塚副委員長、神名部委員、川辺委員、清水委員、中野委員、畠山委員、府川委員、三浦委員
	事務局 (市)	営業課総務係長、営業課総務係職員、営業課経理係職員、給水課給水装置係職員、下水道総務課業務係職員
傍聴者	2人	

営業課総務係長の司会により、第一部 水道料金等徴収業務委託審査検討委員会委嘱状交付式が次第のとおり行われる。

水道局長から委嘱状が手渡される。

委嘱状交付に続き、水道局長から挨拶が行われる。

引き続き、委員長の司会により第二部 第1回水道料金等徴収業務委託審査検討委員会が次第のとおり行われる。

委員長

本日の出席委員が、委員総数の2分の1以上が出席しているため、水道料金等徴収業務委託審査検討委員会設置要綱第6条第2項の開催要件を満たしていることを報告します。

また、審議会の公開、非公開につきましては、小田原市情報公開条例第24条により、公開が原則になっております。このため、本委員会を公開とし、本日卓上に配布いたしました「水道料金等徴収業務委託審査検討委員会傍聴要領」に基づき、委員会を円滑に行ってまいりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、本委員会を公開することに決しましたので、事務局は、公開に関し、遺漏の無いようお願いいたします。

傍聴者2名が入室。

次第1、「委員自己紹介」

委員の自己紹介が行われる。

次第2、「水道料金等徴収業務について」

事務局から説明が行われる。

<質疑応答>

川辺委員

口座振替を利用している割合はどのくらいか。

事務局

約70%になっている。残りの30%は窓口やコンビニでの現金納付である。

次第3、「執行方法について」

事務局

業者選定方法については、「競争入札」「随意契約」「プロポーザル方式」が考えられる。「競争入札」については、価格の安さにより業者を選定する方法。「随意契約」は競争入札によらずに任意で決定した相手方と契約を締結する方法。随意契約については公平性や透明性の観点から問題がある。「プロポーザル方式」については、複数の業者から目的に対する企画を提案してもらい、その中から優れた提案を行ったものを候補者として選定する方法。単に価格の安さだけで選定したのでは、期待した結果が得られない場合がある。そのために公募または指名による複数の業者からその目的に合致した企画を提案してもらい、金銭的評価に技術的評価及び企画提案を加えたプロポーザル方式による総合的評価をもって業務の委託先を選定する。今回はこのプロポーザル方式により選定した。

事務局としては、「お客様サービス」「収納率」「経営の合理化」の更なる向上を目的として、また、受託希望者に広く門戸を開く意味でも、公募型のプロポーザル方式により次期受託者を選定したいと考えている。

<質疑応答>

畠山委員

第1回に選定された第一環境もプロポーザル方式により選定されたものか。

事務局

平成19年4月からの契約に際して、平成18年にプロポーザル方式により選定した。

川辺委員

競争入札は単純に金額だけなので、金額は安いですが、期待した効果が得られるか不安がある。随意契約は公平性に関して批判も出てくる。プロポーザル方式が両者にとって良いのではないかと。

清水委員

工事等の業務については、その工事に瑕疵があった場合に、瑕疵担保があるため工事の不良箇所を直させることが競争入札の場合でもできるが、市民サービスに直結した業務では、トラブルがあったところでトラブルを解消することはそう簡単にはできない。信頼関係の中でそういうことをさせないということであれば、単純な工事を実施するような競争入札ではなくて、中身を吟味しながら、こういう業者なら大丈夫だと思えるような業者を選定しなければならない。また、今までやってきた実績を蔑ろにすることのないようにもしなければいけない。そのため、公募型のプロポーザル方式というのが最も適している。

また、随意契約については、特殊な機械の保守点検等でそこしかできないということでもないので、今回は適していない。

川辺委員	<p>前回は何社が参加したか。</p>
事務局	<p>実際にプレゼンテーションを行ったのは4社。</p>
委員長	<p>質疑も尽きたようでございます。それでは、事務局の提案どおりプロポーザル方式により業者選定を行うということでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
委員長	<p>それでは、公募型プロポーザルにより進めさせていただきます。事務局は委員の皆様追加資料の配布をお願いします。</p> <p>事務局より追加資料の配布及び資料の確認が行われる。</p> <p>次第4、「スケジュールについて」 事務局から水道料金等徴収業務委託スケジュール案を使用して説明が行われる。</p> <p><質疑応答></p>
畠山委員	<p>2月の下旬に質問の締め切りとなっているが、各業者からそれぞれの質問が市に寄せられると思われるが、質問の回答は質問した業者だけに向けられるのか、それとも、全ての参加を希望している業者に同じ情報がいくのか。</p>
事務局	<p>参加を希望している全ての業者に対して、同じ回答を行う。</p> <p>次第5、「関係書類について」 事務局から資料1「平成24年度水道料金等徴収業務委託プロポーザル企画書(案)」を使用して説明が行われる。</p> <p><質疑応答></p>
清水委員	<p>指名委員会で何をするかというと、一連の契約行為で金額の大きいものについて、例えば今回みたいにプロポーザル方式で決定させていただきたいと、指名委員会の場で諮ることになる。ここで業者を選定する訳ではなく、選定方法を報告する場である。</p> <p>応募資格の中に「小田原市の指名競争入札参加資格者名簿に登載された者」とあるが、少なくとも小田原市の業務を行う以上、小田原市の指名競争入札参加資格者名簿に登録をしていただきたいということである。これがあるから指名競争入札でやるということではなくて、今回はあくまでもプロポーザルでやるわけだが、このような順序立てはやっていこうということである。</p>

委員長	用語については、聞きなれない言葉が多いと思うが、市の中では高額な契約になると指名委員会の中で資格や選定方法について検討する形をとっている。特に応募資格の（６）については、今回業者を選ぶにあたって非常に信頼のおける業者の中から選定したいという思いから条件にしているが、それを指名委員会の中で認めてもらう必要がある。
畠山委員	９９％以上達成している事業者が１事業者以上あるというのは、規制としては非常に厳しいものなのか。また、達成している事業者はたくさんあるものなのか。
事務局	事前に調査をした中では数社あった。
清水委員	<p>営業課長の立場から言えば、業務を委託する上で、最低限収納率を確保したいというのは第一である。水道事業は皆様の水道料金で経営しているの、現状の水準は最低限確保してもらいたい。現在の収納率と比べて低い目標値で委託をするというのは選択肢から外れることになる。そのためにはこの条件は必須である。</p> <p>市全体で考えると、例えば国民健康保険料の収納率は９０％に満たない場合もあるが、水道事業は営業努力をしてきてここまでの水準に上げてきた以上、業者選定にあたって下げる訳にはいかない。</p>
神名部委員	小田原市でも暴力団排除条例が４月から施行されるが、プロポーザルで業者を選定した後でも、契約は６月以降なので契約の事務の中で暴力団排除条例に該当する場合は除外されるという認識でよいか。甲府市は暴力団排除条例がない中で、昨年１２月に中央監視システムの業務をプロポーザルにより業者選定をする際、参加資格の中に暴力団に関する条件をつけている。地域安全課との協議等しているか。
事務局	地域安全課との協議はしていない。その部分については、本委員会の中でも検討していただき、意見を反映していきたいと考えている。
清水委員	応募資格の（１）「小田原市の指名競争入札参加資格者名簿に登載された者」というところで、４月以降に小田原市の指名競争入札参加資格者名簿に登載された者であったとしても、暴力団関係者との関わりがあれば、市全体でその業者を外していこうということになる。応募資格の中に（１）が入っていれば当然排除されるとは推測される。
神名部委員	仮にそうだとした場合、そこは明確にしていかなければいけないのではないか。

委員長

事務局は、今後相談しながら進めていくということではいかか。その結果、新たに条件が追加される場合は、各委員に連絡した上で訂正した資料を渡すようにすること。

事務局から資料2「水道料金等徴収業務委託プロポーザルの実施について」を使用して説明が行われる。

<質疑応答>
特段の質疑なし

事務局から資料3「水道料金等徴収業務委託プロポーザル説明書」を使用して説明が行われる。

<質疑応答>
特段の質疑なし

事務局から資料4「小田原市水道料金等徴収業務委託仕様書」を使用して説明が行われる。

<質疑応答>

川辺委員

18ページの第10条で「乙は、水道料金等の口座振替利用の勧奨を適宜行うものとする」とあるが、抽象的な言い方である。私としては、まだ3割も口座振替になっていないという印象であるが、委託業務の場合、口座振替の割合が100%近くになってしまうと、今度は収納に関する委託料が減ってしまうという矛盾もでてくる。

とはいえ、全体としては口座振替の利用を進めていかなければいけないので、口座振替の利用割合が上がるとインセンティブを与えるということを考えてみてはどうか。

清水委員

例えばこの仕様書の中には、収納率が上がるとインセンティブを与えるというのがある。そのため口座振替の割合が上がるとインセンティブを与えるという方法は一つあると思う。ただしそれが過度になると、お客様とのトラブルに発展する可能性もある。

収納率について言えば、単純に収納率が上がればいいということなので、収納率が上がればその分の報酬を与える制度にはなっている。受託事業者が収納率を上げるために、納付書から口座振替に切り替えるのをお客様に勧奨すれば、結果として収納率の向上が考えられるので、お金でフィードバックができることになる。

収納率が上がればインセンティブが入る状況にはなっているので、この表現はもう少し強めるような表現であったとしても、口座振替利用の向上に対するインセンティブは必要ではないのではないかと。

畠山委員	<p>経営の合理化から考えれば、口座振替のほうが人手が要らない分、水道局にとっては負担が少なくて良いのではないかと。</p>
事務局	<p>単身世帯や若い世帯が増えている状況で、インターネット銀行の口座しか持っていないという世帯も多い。そういった銀行が引き落としできる銀行になっていないということが一つある。また、手数料については、コンビニ収納が一番高く、口座振替のほうが安い。なお、手数料は水道局のほうで負担することになる。</p>
清水委員	<p>口座振替ではこちらが指定した時期にある程度のお金を引き出すので、会社経営しているところでは資金繰りがあるため、納期ぎりぎりまで引っ張って会社のお金を使いたいという意向で口座振替はできませんという話を聞いたことがある。資金が潤沢に回らないようなところでは、口座振替にしても結局引き落としが不能となり、結局納付書払いに戻ることもある。そういったことから口座振替の割合が70%程でここ十数年推移している状況である。</p> <p>そのような状況の中で、納付書払いの方が滞納の言い訳に、「納付書を持っていても土日は銀行や市役所の窓口が開いていない」ということがあったので、滞納する口実をなくすためにコンビニ収納を始めた。今は、「ポイントを稼ぎたい」ということでクレジットカード払いの要望もあるが、コンビニ収納以上に水道局の負担が大きいので導入は見合わせている。公共料金でクレジット払いを導入しているところはある。今後、市民サービスの向上という視点では導入するメリットはあるが、導入したからといって水道局の経費が安くなる訳ではない。</p> <p>口座振替の加入率が上がるのが希望ではある。口座振替にすればとりあえず手間は省けるが、中には、何回か引き落としでも残高不足で結局納付書や督促状を発行しなければいけないということもある。</p>
委員長	<p>そこら辺の実態については調査することも必要だろう。特に他の事業体の実情を確認したうえで、研究しなければいけない。</p>
清水委員	<p>口座振替加入率を上げるための方法は今後検討していきたい。</p>
川辺委員	<p>加入率を上げることが、受託者の損にならないように、現行の調整額の方法なり、調整額の方法でカバーできなければ何らかのインセンティブを与える方法を考えてもらいたい。</p>
委員長	<p>先ほど説明があった28ページの「広報文書等の配布等」についてはどのくらいの量や内容を想定しているか。</p>

事務局 水道局のほうでは実際に広報文書等の配布を行ったことはない。下水道関係で下水道使用料の料金改定の際に広報文書を配布した。

委員長 そういう意味での広報文書なのか。

清水委員 あってはならないことだが、かなり大きな範囲で断水するような場合に、水道局職員だけでは人手が足りないときに協力を要請するものではないか。受託者と委託者という立場の違いはあるが、お互いにお客様あつての水道事業なので、かなり大規模にご迷惑をかけてしまうような非常時には、協力しながら周知をしていくという意味合いで入れたのではないかと思っている。

川辺委員 それでは、第2項で経費は委託料に含む、つまり乙の負担にするというのはおかしいのではないか。私がこの文書を読んで、単純に下水道だけについて言えばまだ普及していないということがあるので、検針しながら各戸にPR文書を入れていくことかと思っていた。

そういった意味でとにかく抽象的すぎる場所がある。1件でもやれば達成したというようなことに捉えられかねない。先ほどの条文もそうだが、努力目標なり抽象的な条文が見受けられる。

委員長 その他にございますか。それでは資料4の仕様書については、今回ご意見があつた部分について事務局は再度検討してください。次に資料5に入りますが、資料5については「評価点数表」について検討します。

事務局 資料5の説明に入る前に、委員会にお諮りしたいことがございます。資料5の「評価点数表」につきましては、本委員会で検討を行っていく中で、委員の皆様率直な意見の交換、また事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、小田原市情報公開条例第8条第1項第4号の規定、ならびに、小田原市審議会等の会議の公開に関する要綱第2条の規定により、非公開としたいと存じますが、いかがでしょうか。

委員長 委員の皆様、ただいま事務局から非公開の提案がありましたが、資料5の「評価点数表」につきましては、受託者の選定において重要な検討項目であることから、委員の皆様方の率直な意見をいただき、検討してまいりたいと考えます。

事務局の案のとおり非公開としたいと存じますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、ここからの委員会は非公開といたします。
事務局は傍聴者の誘導等、よろしくお願いします。

(傍聴者退場)

(非公開のため割愛)

委員長

これで本日の次第は、すべて終了しました。

先に事務局から説明がありましたスケジュールによりますと、1月20日の指名委員会を経て、2月上旬に参加募集の公告を行い、3月中旬が提案書の締め切りとなります。その後、3月下旬にプレゼンテーションと評価の実施という流れになっております。委員の皆様におかれましては、年度末の大変にお忙しい時期かと思いますが、何卒、よろしくお願いいたします。

また、次回開催日程等につきましては、事務局から連絡の上、通知をいたしますので、ご出席をお願いいたします。

それでは、これをもちまして、第1回水道料金等徴収業務委託審査検討委員会を終了いたします。ありがとうございました。

事務局から事務連絡を行い解散する。

